

○自動車保管場所証明事務等取扱要領の制定について

(平成 13 年 12 月 14 日甲通達交規第 88 号)

この度、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「政令」という。）及び同施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）の一部改正に伴い、別添のとおり自動車保管場所証明事務等取扱要領」を定め、平成 14 年 1 月 1 日から実施することとしたので通達する。

なお、自動車保管場所証明事務等取扱要領の制定について（平成 3 年甲通達交規第 27 号）は、廃止する。

別添

自動車保管場所証明事務等取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）、政令及び規則に基づき、自動車保管場所証明（以下「保管場所証明」という。）、自動車保管場所届出（以下「保管場所届出」という。）等の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。
- 2 軽自動車 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。
- 3 保有者 法第 2 条第 2 号に規定する保有者をいう。
- 4 保管場所 法第 2 条第 3 号に規定する保管場所をいう。
- 5 使用の本拠の位置 保有者その他の自動車の管理責任者の所在地をいい、管理責任者が自然人の場合にあってはその住所又は居所、法人の場合にあってはその主たる事務所又は従たる事務所の所在地をいう。また、モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラー（以下「モーターホーム等」という。）について、第三者による厳格な保管管理が行われている施設において保管し、当該施設を当該モーターホーム等の使用の事実上の根拠地とする場合は、当該施設の所在地を含む。
- 6 運送事業用自動車 法第 13 条第 2 項に規定する運送事業用自動車をいう。
- 7 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

8 OSS システム　自動車を保有するために必要な手続を電子情報処理組織により行うシステムをいう。

9 証明通知　政令第2条第2項に規定する通知をいう。

第3 保管場所証明等の対象自動車

1 保管場所証明の対象自動車

次の処分を受けようとする自動車で、政令附則第2項第1号に規定する地域（以下「適用地域」という。）内に使用の本拠の位置があるもの

- (1) 車両法第4条に規定する新規登録
- (2) 車両法第12条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）
- (3) 車両法第13条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）

2 保管場所届出の対象自動車

- (1) 適用地域内に使用の本拠の位置がある運送事業用自動車（軽自動車を除く。）を、使用の本拠の位置を変更せず、自家用自動車として引き続き運行の用に供するもの
- (2) 次に掲げる軽自動車で、政令附則第2項第2号に規定する地域内（以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠の位置があるもの
 - ア 新規に運行の用に供する軽自動車
 - イ 軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を変更した軽自動車で、かつ、保管場所の位置を変更したもの
 - ウ 使用の本拠の位置が軽自動車適用地域となった日（以下「適用日」という。）前から当該地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供している軽自動車であって、適用日以降に保有者の変更があったもの
 - エ 運送事業用自動車（軽自動車に限る。）を、使用の本拠の位置を変更せず、自家用自動車として引き続き運行の用に供するもの

3 保管場所変更届出の対象自動車

- (1) 前記1又は2(1)に該当する自動車で、使用の本拠の位置を変更せず、保管場所の位置を変更したとき（変更後の保管場所の位置を更に変更したときも、同様とする。）
- (2) 前記2(2)に該当する軽自動車で、保管場所の位置を変更したとき（変更後の保管場所の位置を更に変更したときも、同様とする。）

第4 申請等に必要な書類等

1 申請等の種別及び関係書類

保管場所証明の申請、保管場所届出その他法に規定する届出等（以下「申請等」という。）の種別及び関係書類は、次表に掲げるとおりとする。

種別	関係書類	
	申請書等の様式	添付書類
保管場所証明申請	自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号）2通（正本及び副本）	後記2に規定する添付書面
保管場所届出	自動車保管場所届出書（新規・変更）（規則別記様式第2号）1通	
保管場所変更届出		
保管場所証明書再交付申請	保管場所証明申請に同じ。	不要

備考　自動車保管場所証明申請書2通のうち1通（正本）は、自動車保管場所証明書（以下「保管場所証明書」という。）として使用すること。

2 添付書面

- (1) 自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書（新規・変更）に添付する書面（以下「添付書面」という。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 規則第1条第2項第1号に規定する書面（以下「使用権原書」という。）

(ア) 自己の保有する土地又は建物を保管場所として使用する場合
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第1号）

(イ) 他人の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合
保管場所使用承諾証明書（様式第2号）、駐車場賃貸借契約書の写し等
(駐車場賃貸借契約書の写しがない場合は、駐車場の料金の領収書等)

(ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合
共有者が作成する保管場所使用承諾証明書

イ 規則第1条第2項第2号に規定する所在図及び同項第3号に規定する配置図

保管場所の所在図・配置図（様式第3号）

(2) 留意事項

ア 添付書面の省略について

同一の保管場所について2台以上の自動車を保管することを内容とする申請等が同時になされたときは、件数にかかわらず前記(1)の添付書面は1部とすることができる。

イ 使用権原書の作成日等について

前記(1)ア(イ)及び(ウ)に規定する使用権原書は、申請日前のおおむね3か月以内に作成されたものであること。また、当該使用権原書に記載されている保管場所の使用期間は、1か月以上であること。

3 その他

- (1) 申請書等及び保管場所使用権原疎明書面（自認書）の氏名欄の記載については、申請等をする者が法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。
- (2) 保管場所使用承諾証明書の氏名欄の記載については、承諾する者が法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。

第5 事務処理期間

保管場所証明書の交付及び証明通知等の事務処理に要する標準処理期間は、6日以内とする。ただし、申請等が法令の要件に適合しないため補正に要した期間は、含めないものとする。また、静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第8号）第1条に規定する県の休日は、含めないものとする。

第6 保管場所証明申請に係る事務処理

1 保管場所証明申請の受理

(1) 申請書類の確認等

保管場所証明申請（以下「証明申請」という。）に係る書類の提出を受けた場合は、次の点に留意して点検を行うこととする。この場合において、当該書類に不備があるときは、申請者又は当該書類を訂正する権限を有する者に補正を求めること。

ア 証明申請が、当該証明申請に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

イ 保管場所が、保管場所の要件に適合していること。

ウ 車台番号が正確に記載されていること。ただし、申請時に自動車の車台番号が確定していない場合は記載を要しないものとするが、保管場所証明書の交付は車台番号が確定するまで行わないこと。

(2) 手数料の徴収

ア 保管場所証明書交付申請手数料

静岡県収入証紙により徴収するものとし、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）の面前で消印すること。

イ 手数料の減免

(ア) 手数料の免除

国、地方公共団体又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校からの証明申請については、手数料を徴収しないこと。

(イ) 手数料の減免

静岡県手数料徴収条例（平成12年県条例第25号）第6条の規定による手数料の全部又は一部を免除できる場合とは、次に掲げる場合であつて、これに該当する場合には、自動車保管場所証明手数料減免申請書（様式第4号）により申請させるものとする。

- a 災害等特別の理由が有ると認められる場合
- b 申請者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合

2 現地調査等

(1) 調査対象

証明申請を受けたときは、現地調査を行うこととする。ただし、当該証明申請が国又は地方公共団体により行われた場合で、保管場所が確保されていることが明らかなときは、現地調査を省略することができる。

(2) 調査者

原則として、委託先の職員に行わせることとするが、次の場合は、警察職員が行うこと。

ア 委託先の職員から保管場所が確保されていると認められないと報告を受けた場合

イ 自動車保管施設の所在地をモーターホーム等の使用の本拠の位置とする証明申請が初めてされた場合

(3) 保管場所としての適否の判断は、主に次の点に留意して行うこと。

ア 保管場所は、道路上の場所以外の場所にあり、かつ、使用の本拠の位置から直線距離で 2 キロメートルを超えない場所であること。

イ 保管場所に出入りするための道路が、当該保管場所の証明申請に係る自動車が通行するに足りる程度の幅員を有していること。この場合において、当該道路が道路法第 2 条第 1 項に規定する道路であるときは、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 5 条及び第 6 条の規定についても配意すること。

ウ 保管場所に出入りするための道路が、自動車の通行禁止等法令の規定により通行できないとされている道路でないこと。

エ 保管場所が、当該保管場所の証明申請に係る自動車の全体を収容することができる広さを有すること。

オ 保管場所が、商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等他の目的に使用されず、常に保管場所としての空間が確保されていること。

カ 二重申請でないこと。

キ 同一の保管場所において 2 台以上の自動車を保管する場合には、当該保管場所の最大収容能力を超えるものでないこと。

ク 他の法令により、自動車の保管場所として不適当であるとされる場所でないこと。

(4) 調査に当たっての留意事項

- ア 調査のため他人の土地又は建物に立ち入るときは、調査目的を明示するとともに、身分証明書を提示して身分を明らかにし、関係者の了解を得た上で立ち入ること。この場合において、できる限り申請者又はその関係者の立会いを求めること。
- イ 短時間で、必要な工事等を行えば適正な場所になると認められるときは、その工事等の終了を待って調査し、支障の有無を判断すること。
- ウ 保管場所の確保について疑義がある場合は、申請者等に対し添付書面以外に報告又は資料を提出するよう協力を求めること。

(5) 調査結果の報告

現地調査を実施した場合は、現地調査結果報告書（様式第5号）により報告すること。この場合において、保管場所が確保されていると認められるものにあっては、併せて自動車保管場所調査結果報告書（様式第6号）により報告すること。

3 審査

警察職員は、関係書類及び前記2(5)の調査結果に基づいて、保管場所が確保されていることが認められるかどうかの審査を行うこと。この場合において、疑義があるときは、関係者に対する質問及び資料の提示依頼並びに既存資料の活用を行うことにより、事実の確認に努めること。

4 保管場所証明書の作成等

前記3の審査に基づき、当該自動車の保管場所が確保されていると認められるときは、自動車保管場所証明申請書の自動車保管場所証明書欄に発出番号等を記載し、正本に静岡県警察公印に関する訓令（平成13年県本部訓令第25号）別表に規定する警察署長の印（以下「公印」という。）を押印することにより、保管場所証明書を作成の上、申請者等に交付すること。

5 証明申請に対する拒否処分

証明申請に係る保管場所が確保されていると認められないときは、申請者に対し拒否処分理由書（様式第7号）を交付するとともに、自動車保管場所証明申請書（正本及び副本）の右上欄外の余白に「拒否」と朱書きし、正本及び添付書面を返却すること。この場合において、手数料は還付しないこと。

6 申請書類の訂正

自動車保管場所証明申請書の記載事項に訂正の必要があるときは、申請者等に訂正させるものとする。この場合において、当該自動車保管場所証明申請書の正本には、訂正事項を承認したことを証し、訂正箇所に公印を押印すること。

7 保管場所証明書の交付後の訂正

保管場所証明書の交付後の訂正は、原則として認めないこととする。ただし、車台番号の記載誤りの訂正その他の証明内容の実質的変更を伴わない訂正に限り認めることとし、次により処理すること。

- (1) 申請者等に新たな自動車保管場所証明申請書及び交付した保管場所証明書の提出を求めること。
- (2) 前記(1)の自動車保管場所証明申請書により新たに保管場所証明書を作成し、申請者等に交付すること。
- (3) 前記(2)の保管場所証明書の交付については、手数料を徴収しないこと。

8 保管場所証明書再交付申請

(1) 受理

保管場所証明書の盗難、遺失、汚損等による保管場所証明書再交付申請については、当該保管場所証明書の証明日から起算して1か月以内のものに限り受理することができる。この場合において、添付書面は必要ないものとする。

(2) 再交付

前記(1)により保管場所証明書再交付申請を受理したときは、既存の資料により先に交付した事実を確認するとともに、次により保管場所証明書を作成し、申請者に対して交付すること。

ア 受理した自動車保管場所証明申請書（正本及び副本）の右上欄外の余白に「再交付」と朱書きする。

イ 同申請書（正本及び副本）の自動車保管場所証明書欄には、先に交付した保管場所証明書の発出番号及び証明日を記載する。

ウ 同申請書の正本に公印を押印して、保管場所証明書とする。

エ 手数料は徴収しないこと。

第7 保管場所届出等に係る事務処理

1 保管場所届出等の受理

(1) 届出書類の確認等

保管場所届出及び保管場所変更届出に係る書類の提出を受けた場合は、第6の1(1)の規定に準じて行うものとする。

(2) 現地調査等

保管場所の現地調査は、実施しないこととする。ただし、保管場所届出及び保管場所変更届出に係る軽自動車の保管場所が確保されていると認められない場合は、警察職員が現地調査を行うこととする。この場合において、保管場所としての要件を満たしていない場合及び虚偽の届出と認められる場合は、指導、警告、事件送致等の措置を講ずること。

2 届出書類の訂正

自動車保管場所届出書（新規・変更）の記載事項の訂正は、第6の6の規定に準じて行うこと。

第8 OSSシステムによる保管場所証明事務

1 証明通知申請の受理

(1) 証明通知申請の確認

OSSシステムにより法第4条第1項ただし書の規定による申請（以下「証明通知申請」という。）を受けたときは、速やかに当該証明通知申請の内容を出力し、入力事項について確認すること。この場合において、当該入力事項に不備があるときは、申請者に対し、OSSシステムにより補正すべき事項を通知すること。

(2) 他署管内の証明通知申請に係る措置

証明通知申請が、当該証明通知申請に係る保管場所の位置を管轄する署長に対して行われたものでないときは、速やかに当該保管場所の位置を管轄する署長に対し、OSSシステムにより当該証明通知申請を転送すること。

2 現地調査等

現地調査等については、第6の2の規定により行うこととする。

3 審査

証明通知申請の内容及び前記2の規定による調査結果に基づいて、保管場所が確保されていることが認められるかどうかの審査を行うこと。この場合において、疑義があるときは、申請者に対し、OSSシステムにより必要な補正を求め、又は指導を行い、事実の確認に努めること。

4 証明通知

前記3の審査の結果、保管場所が確保されていることが認められ、かつ、車台番号が特定されている場合は、OSSシステムにより証明通知を行うこと。

5 証明通知申請の却下

前記3の審査の結果、保管場所が確保されていることが認められない場合は、申請者に対し、OSSシステムにより不可理由を入力し、証明通知申請を却下する旨の通知を行うこと。

第9 委託事務の監督

署長は、常に保管場所証明事務等の実態を把握し、警察職員はもとより、委託先の職員に対しても指導教養を徹底し、誤りのない取扱いに努めること。

第10 細目的事項

この要領に定めるもののほか、保管場所証明、保管場所届出等の事務の取扱いに関し必要な事項は、交通部長が定める。